

沼田市空き家解体補助金

○利用者条件チェック

※すべてに適合する必要があります。

一戸建て住宅・併用住宅	個人所有	移転の補償対象でない	建設業許可を受けた業者・解体業等登録を受けた業者が行う工事
市税を滞納していない	解体工事着手前	1年以上利用実績がない	
空き家の所有者、相続人またはいずれかから同意を得た人	所有権以外の権利が設定されていない	耐震改修補助金を受けていない	

○補助金額

空き家解体工事費（税込）に3分の1を掛けて得た額。ただし、上限は20万円
建築日がS56.5.31以前であることを証明ができる場合は10万円加算

○申請に必要な書類

1. 空き家の現況写真
2. 空き家の案内図と平面図
3. 工事見積書の写し
4. 同意書（同意を受けた人の場合）
5. 市税に滞納がないことの証明
6. 空き家の登記事項証明書
7. 委任状（人に申請してもらう場合）
8. その他

○変更が生じた場合

空き家解体補助金変更申請が必要です。
ただし、増額の変更は認められません。

○中止する場合

空き家解体補助金工事中止届が必要です。

○解体工事が終了したら

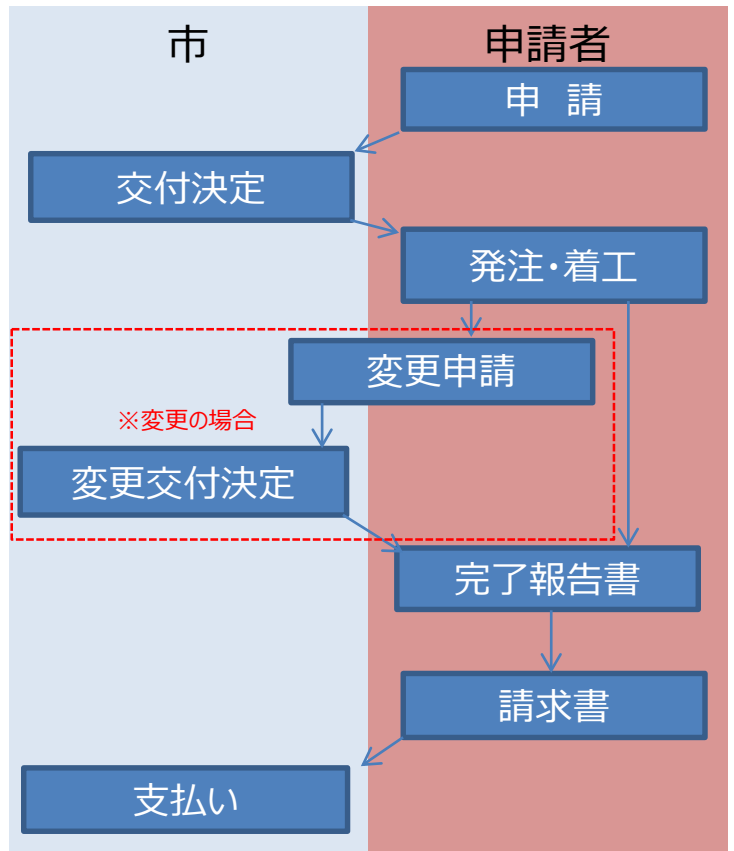
1. 契約書の写し
2. 領収書の写し
3. 完了写真
4. 建設リサイクル法届出の写し
5. 補助金請求書
6. その他

※注意事項

- ・解体前と後の写真を同じ位置から撮影すること。
- ・解体済または解体中の場合は、申請できません。
- ・工事は、申請後、交付決定後に発注、着工する工事が対象です。
- ・借家は、対象外です。
- ・申請対象者は個人に限ります。事業者は対象外です。
- ・S56.5.31以降に増築している場合は、10万円加算の対象になりません。
- ・他の建物を同時に解体する場合は、対象の空き家の解体工事金額を明確にしてください。

※補足説明

- ・1年以上空き家である証明は下記参考
水道の場合・・・市の上下水道課に連絡し、使用量画面のコピー、簡易水道の場合は、使用量記録等の取得
電気の場合・・・東京電力のカスタマイズセンター（0120-99-5222）に連絡し、最後に住んでいた人の名義で電気供給をとめた日の報告を求める。依頼者へ郵送するのに2週間程度が必要
- ・水道、電気は、基本料以外の使用量がない期間が1年以上の場合は、対象となります。
- ・建築日がS56.5.31以前の建物であることの証明は下記参考
登記事項証明書、日付の入った記念写真、確認申請書、新築時の契約書等
- ・居住している住宅と同一敷地内の空き家は管理者がいるとみなされるため対象外です。



問い合わせ

建築住宅課 建築指導係 0278-23-2111（内線4111）